

宣言

財界の好況不況によつて労働運動に高低浮沈ある間は未だその運動は本筋でない、吾等は今生活不安の過程にあるのでこの其境を通じての運動の深刻化によつて始めて吾等の希望する新しい世界が開かれる。殊に吾等は官公業労働者である。吾等がこの特異の立場にあつてその生活を改善せんとするに際し常に國家的公共的の利害に對する國民の何等労働問題に智識なき低級無理解なる批評を受け、當然他の私企業労働者の有する権利とすべし排擠せらる、吾等は國民として平等なるが如く、亦た労働者として平等の権利を要求せざるを得ない。吾等官公業に従事する労働者が協力團結したる理由は實に茲に在る。吾等は官公業を尊重する、尊重するが故に吾等も亦國家公共團體より尊重せられねばならぬと信ずる。而かも吾等は國民的公共的の名の下に現に如何に虚けられつゝあるか、國民よ、吾等は正當の権利を與へられずして義務のみを負担しつゝある。吾等は此の機會に於て切にこれを國民に告げる。而して吾等は單なる労働條件の改善に止まらず、人類平等の大義に基き社會改造に向つて精進せよとを期す。

- 一、官公業労働者同業は左の事項を決議し是れが實現を期す。
二、普通選挙の確立
三、失業問題の解決
四、治安維持法第十七條の撤廃
五、労働者の救護

官公業労働者同業規約案

- 第一條 本同盟は官公業労働者同業と稱す。
第二條 本同盟は全國官公業労働團體を以て組織す。
第三條 本同盟は各團體の意志の疏通を計り相互の福利増進を達成するを以て目的とす。
第四條 本同盟は前條の目的を達する爲めに左の機關を設く。
一、常務委員若干名、各團體より一名を選出す。
二、代議員若干名、各團體より二名を選出す。
第五條 本同盟役員は左の如し。
一、常務委員は日常の事務を處理す。
二、代議員は重要事項を審議す。
第六條 本同盟役員は任期は滿一年とす但重任を附けず。
第七條 本同盟は毎年一回大會を開き但必要に應じ臨時大會を開催することを得。